

商品概要説明書

担い手応援ローン

(2020年6月30日現在)

商品名	担い手応援ローン（一般型）
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○当 J A で税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。○原則として、直近 3 期分の税務申告書類の提出が可能である方。○愛知県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none">○農業生産に直結する運転資金 <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none">○農業経営に必要な運転資金
借入金額	○1,000万円以内とし、所要額以内とします。
借入期間	○1年以内とします。
借入利率	○当 J A 所定の金利といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
貸付方式	○特別当座貸越（貸越専用融資枠を設定し、貸越極度額の範囲内で、取引期限まで反復した貸出を行うことを内容とする特別当座勘定貸越契約による貸付）とします。
返済方法	○元金返済は、原則として期日一括返済または元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とします。
担保	○原則として、担保は不要です。
保証	<ul style="list-style-type: none">○必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。<ul style="list-style-type: none">【法人の場合】・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）【法人以外の場合】・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 か月以内に作成されたものに限りません。

保証料	<p>○一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。</p>
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または当JA本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店設置の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。 また、必要に応じて当JAが指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

商品名	担い手応援ローン（ABL対応型）
ご利用 いただける方	<p>○当JAの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。</p> <p>○以下のいずれかの条件を満たしている方。</p> <p>【個人】</p> <p>①直近3期分の税務申告書類の提出が可能であること。</p> <p>②直近3期分の生産販売実績データの提出が可能であること。</p> <p>【法人】</p> <p>①直近3期分の決算書および税務申告書類の提出が可能であること。</p> <p>②直近3期分の生産販売実績データの提出が可能であること。</p> <p>○愛知県農業信用基金協会の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	○農業経営改善計画等の達成に必要な短期運転資金一般
借入金額	○所要運転資金額の100%の範囲内かつ原則として担保価額の範囲内とします。
借入期間	○1年以内とします。
借入利率	○当JA所定の金利といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
貸付方式	○証書借入とします。
返済方法	○元金返済は、原則として期日一括返済または元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とします。
担保	○動産・債権に譲渡担保権を設定させていただきます。
保証	<p>○必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限りま。</p>

保証料	<p>○一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。</p>
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または当JA本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店設置の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。</p> <p>また、必要に応じて当JAが指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。</p> <p>審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>